議　事　録　抄　本

令和４年11月

福崎町農業委員会

令和４年11月農業委員会議事録抄本

日　時　：　１１月２２日（火）１４：５５～１５：３５

場　所　：　サルビア会館２階　講義室

【出席者】・・・１７名

農業委員

1番　上阪　英仁	2番　加瀬澤智昭	3番　宮川　積	4番　松岡　忠幸	5番　城谷　憲敬
6番　三木　勝博	7番　上延　英一	8番　牛尾　敏博	9番　松本　廣幸	10番　松岡　隆子
副会長　松岡繁克	会長　上田　隆敏	－	－	－

農地利用最適化推進委員

11番　吉高　平記	12番　藤岡　資芳		14番　後藤　正二	15番　田中　初美
16番　髙橋　清正	－	－	－	－

事務局　　吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・13番　鍛示　幸弘推進委員

【現地調査委員】

会長　上田　隆敏	副会長　松岡　繁克
3番　宮川　積	15番　田中　初美

【署名人】

6番　三木　勝博	7番　上延　英一

（議　長）【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会11月定例会を開催します。

本日の欠席は13番　鍛示　幸弘推進委員です。また、牛尾委員が所用で遅れられるとのことです。農業委員会等に関する法律第２７条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一　同　　＜異議なし＞

（議　長）異議なしということで、

6番　三木　勝博	7番　上延　英一

委員にお願いします。本日は、議案第３５号から議案第３９号に至る計５議案、報告事項３件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）【議案朗読及び説明】

＜案件＞

議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（知事許可）　３件

議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

（知事許可）　１件

議案第37号　農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について

（委員会受理）１件

議案第38号　農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

（委員会受理）　１件

議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

（委員会決定）　59件

報告第１号　公共事業の施行に伴う一時転用届出について

１件

報告第２号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

３件

報告第３号　会長専決処理規程第４条に基づく市街化区域内転用届出処理について

１件

＜１５：００牛尾委員入室＞

（事務局担当）令和４年11月議案説明

議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
（知事許可）

17番：資料１ページ・２ページをご覧ください。申請地は、西大貫と東大貫の境で東大貫の交差点より北西約220ｍに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。
この申請は、売買により○○さんが家を建てるために転用するものです。
面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第５条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

18番：資料３ページ・４ページをご覧ください。申請地は、トラック王国より北東約150ｍに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。
この申請は、売買により○○さんが家を建てるために転用するものです。
面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第５条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

19番・20番：資料５ページ・６ページをご覧ください。同一の申請者のため議案第36号農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定を併せて説明します。申請地は、余田の大歳神社の西約180ｍに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。
この申請は、○○さんが実家近くに住宅を建てるために転用するものです。[redacted]は駐車スペース兼庭として使用するため所有者の○○さんより購入し、所有権を移転します。[redacted]は父所有地のため使用貸借権を設定します。
面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第５条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出について
（委員会受理）
８番：資料７ページ・８ページをご覧ください。届出地は、ライフの南に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を合わせてご覧ください。
この届出は、○○が露天駐車場として利用するためのものです。申請人は不動産業を営んでおり、近隣の○○に貸し出す予定です。地上げはせず、地盤改良を行う予定とのことです。
市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第５条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届について　　（委員会受理）

２番：資料９ページ・10ページをご覧ください。届出地は、庄公民館の北約50mに位置しています。地籍図、計画図、現況写真をあわせてご覧下さい。

この届出は、自己所有地を育苗用プールとして転用するものです。所有者の○○さんは現在２町ほど耕作されていますが、今後３町まで耕作面積を増やしたいと考えています。現況は土のままであり、育苗用にコンクリートを張る計画です。

200㎡未満の自己所有農地を自己の農業用施設のために転用する場合は、農地法第４条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について　　（委員会決定）

これにつきましては訂正がございます。変更点につきましては、６番につきまして文字化けしていたのもを訂正しております。また、議案５４番につきまして下の二つの新規の農地につきまして契約されない農地ということを確認いたしましたので削除しております。本件につきましては、件数が合計59件と多数であること、事前に議案書として各委員様へ送付していることから、時間の都合上朗読については割愛させていただきます。

16ページをお開きください。この２筆が契約されなかったので面積が変更になっております。農用地利用集積計画の概要です。田149,290.79㎡、畑2,478㎡、計151,255.79㎡です。３年未満が５件7,356㎡、３年から６年未満が11件9,996㎡、６年から10年未満が61件67,656.79㎡、10年以上が65件66,760㎡となっています。面積としては田から減っております。確認不足で申し訳ありません。後で正式なものをお配りいたします。

続きまして、報告事項であります。

報告第１号　公共事業の施行に伴う一時転用届出について

２番：この届出は、県営の砂防堰堤事業に伴う仮設道路として転用しているものです。期間は令和４年11月21日から令和５年12月28日です。

報告第２号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

18ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農証明を１件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を１件、耕作面積証明書を１件、計３件を発行したことを報告します。

報告第３号　会長専決処理規程第４条に基づく市街化区域内転用届出処理について

７番：○○が田尻地区で分譲住宅を計画し、開発許可を受け、会長専決処理規程に基づき農地法第５条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料 13 ページ・14 ページに位置図、地籍図、計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

（議　長）　次に、議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）　３件、及び議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認（知事許可）　１件について現地調査済ですので報告願います。

（宮川委員）17番：申請地は、西大貫と東大貫の境で東大貫の交差点より北西約220ｍに位置しています。
現地では、適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

18番：申請地は、トラック王国より北東約150ｍに位置しています。
現地では、適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

19・20番：使用者一致のため一緒に説明させていただきます。申請地は、余田の大歳神社の西約180ｍに位置しています。
現地では、適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。
よろしくご審議下さい。

（議　長）　議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）　３件、及び議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認（知事許可）　１件について、質疑ありませんか。

＜なし＞

（議　長）　次に、議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出（委員会受理）　１件について、現地調査済ですので報告願います。

（宮川委員）８番：届出地は、ライフの南に位置しています。
現地では、4方向がもう転用されており埋め立ててあり、農地は適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇が露天駐車場として利用するためのものです。申請人は不動産業を営んでおり、近隣の〇〇に貸し出す予定です
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

＜１５：２０松本委員退室＞
＜１５：２２松本委員入室＞

（議　長）　議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出（委員会受理）　１件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　次に、議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届(委員会受理)　１件について、現地調査済ですので報告願います。

（宮川委員）１番：届出地は、庄公民館の北約50ｍに位置しています。
現地では、適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、所有者の〇〇さんが育苗用のコンクリート張りのプールとするために農地を転用するものです。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届(委員会受理)　１件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　次に、議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件について、関係委員がいらっしゃいますので、退席願います。

＜　城谷憲敬委員　退席　＞

（議　長）　議案第 39 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定 59 件のうち、42 番から 44 番の 3 件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。
議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１０：反対０〕

（議　長）　挙手全員ですので、議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件について、決定することといたします。

＜　　城谷憲敬委員　着席　＞

（議　長）　議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件を除く56件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）　３件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）　３件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第35号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）　３件について、県へ進達することといたします。

（議　長）　次に、議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認（知事許可）　１件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認（知事許可）　１件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第36号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認（知事許可）　１件について、県へ進達することといたします。

（議　長）　次に、議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地等の所有権移転届出（委員会受理）１件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地等の所有権移転届出（委員会受理）１件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第37号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地等の所有権移転届出（委員会受理）１件について、受理することといたします。

（議　長）　次に、議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届(委員会受理)１件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届(委員会受理)　１件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員ですので、議案第38号　農地法施行規則第２９条第１号該当転用届(委員会受理)　１件について、受理することといたします。

（議　長）　次に、議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件を除く56件について、討論はございませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件を除く56件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成１１：反対０〕

（議　長）　挙手全員でございますので、議案第39号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定59件のうち、42番から44番の3件を除く56件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

（三木委員）報告第３号７番の資料について、住宅１０区画分とあるが資料の図は１１区画となっているがどちらが正しいのか。

（事務局）１１区画が正しいです。申し訳ありません。

（議　長）転用目的の欄の施設の概要を１１区画に訂正をお願いします。

（三木委員）利用権の設定に１年とか３年とか１０年などがあるのだけど、１年というのはどういう事かなと思うが。

（宮川委員）あまりないんですが、今回は山崎のほ場整備の関係で１年が出てきている。

（事務局）　今回山崎地区ではほ場整備が始まるので中間管理機構に預ける前までのつなぎとして１年という設定が出てきています。

（宮川委員）あくまでも令和６年施行予定なので。

（三木委員）延びることを見越して、長い期間しておいてもいいのではないか。

（事務局）　そうなるとまた合意解約の手続きが煩雑になったりします。来年の秋頃にその同意の手続きを取る予定ですので、それに合わせて今回の契約が切れるように期間を設定しています。

（議　長）　他にありませんか。
＜なし＞

＜　１５　：　３５　終了＞

○次回農業委員会開催日・・・１２月２０日（火曜日）１５時００分から

署名人	
署名人	